

青高保第 2095号
平成23年 3月10日

介護サービス事業者 殿

青森県健康福祉部長
(公印省略)

平成23年度介護サービス情報の公表制度の実施について (通知)

介護サービスの適切な運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、標記につきまして、平成24年度介護保険法改正に伴う、制度の大幅な見直しは予定されておりますが、当県においては制度改正の趣旨に基づき、制度改正前ではあります。介護サービス事業者の負担軽減を図る観点から、平成23年度新規介護サービス事業所（平成22年度新規介護サービス事業所で基本情報未報告事業所を含む。）のみ報告対象とし、継続介護サービス事業所は報告及び調査を実施しない経過的運用を行うこととしましたのでお知らせします。

また、手数料につきましては、平成23年度新規介護サービス事業所のみ青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例に基づき公表事務手数料を負担していただくこととなります。

なお、留意事項につきましては、別紙を参照してくださるとともに、今後とも、介護サービスの質の向上を図ることを目的とした本制度の趣旨をご理解の上、ご協力くださるようお願いいたします。

青森県健康福祉部高齢福祉保険課
介護事業者グループ 成田主事
TEL 017-734-9299
FAX 017-734-8090

平成23年度介護サービス情報の公表制度実施の留意事項

1 平成23年度新規介護サービス事業所（平成22年度新規介護サービス事業所で基本情報未報告事業所を含む）について

- (1) 平成23年度の情報の公表にあたって、継続介護サービス事業所については平成22年度の公表情報を利用しますが、新規介護サービス事業所については公表情報（基本情報のみ）がないため、当該事業所のみ基本情報の報告をしていただくこととなります。
- (2) 報告の時期及び方法等については、対象となった事業所に対して指定情報公表センター（青森県社会福祉協議会）から通知させていただきます。

2 継続介護サービス事業所について

- (1) 通知のとおり、継続介護サービス事業所については、基本・調査情報の報告及び調査情報の確認のための訪問調査を実施しないため、平成23年度においては報告及び調査の事務手続きは不要となります。
- (2) 公表情報（基本、調査情報）については、経過的運用の実施により平成22年度の公表情報を利用することとなりますのでご了承ください。

3 公表事務及び調査事務手数料について

- (1) 平成23年度新規介護サービス事業所（平成22年度新規介護サービス事業所で基本情報未報告事業所を含む）のみ報告対象事業所となるため、当該事業所は公表事務手数料（1件につき10,000円）を負担していただきます。
なお、新規介護サービス事業所については、調査の対象外であるため調査事務手数料の負担はありません。
- (2) 継続介護サービス事業所については、平成23年度経過的運用により報告及び調査対象事業所としないため、公表事務手数料及び調査事務手数料の負担はありません。

4 情報の公表について

平成23年度においては、国が管理する暫定サーバーを利用し公表することになるため（時期については平成23年度内）、現行において実施している県が管理するサーバーでの公表は平成23年3月31日で運用を停止しますのでご了承ください。

なお、平成24年度以降についても国が管理するサーバーを利用し、報告及び公表する予定となっております。

5 平成24年度以降の実施方法について

平成24年度介護保険法改正に伴い、調査義務の廃止、公表及び調査手数料の廃止及び公表システムの変更（国が管理するサーバーへの一元化）等の制度の大幅な見直しが予定されておりますが、現時点において詳細が決まっていないため、決まり次第改めて周知させていただきますのでご了承ください。